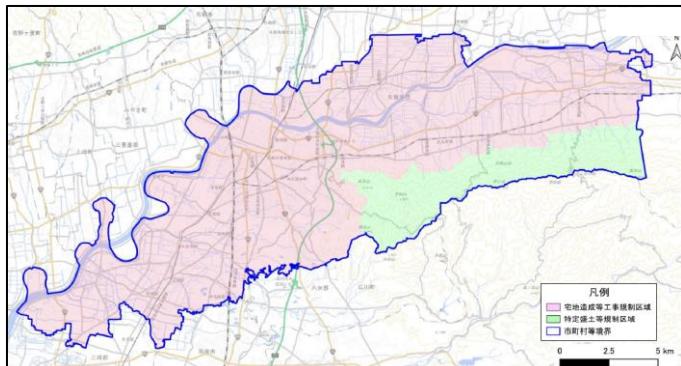


盛土規制法の運用（規制区域）

令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」が施行されました。
久留米市では、令和8年4月1日（運用開始日）に規制区域を指定し、許可制度を開始します。

1. 規制区域

市内全域を規制区域とします。詳細は市HPでご確認ください。※右下にQRコードがあります。



宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 6JHf 266。
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

2. 許可または届出の対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えは… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にい、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m超 3,000m超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

1m以下の部分は対象外
(市独自の運用)

<一時的な土石の堆積>

例えは… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m超 1,500m超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m超 3,000m超 となるもの
イメージ図		

出典：国パンフレットより引用

許可申請の手引きや技術基準は、市HPでご確認ください。

3. 運用開始日時点で工事中の物件について

令和8年4月1日～4月22日までに届出が必要です。

詳しくはチラシ「盛土規制法の運用開始（すでに工事中の盛土等）」をご覧ください。

※令和8年3月31日までに盛土等の工事が完了している場合、届出等は不要です。

